静岡県看護職員修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月30日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

静岡県規則第25号

静岡県看護職員修学資金貸与規則の一部を改正する規則

静岡県看護職員修学資金貸与規則（昭和38年静岡県規則第６号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（返還債務の当然免除） **第９条**　知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、修学資金の返還債務を免除するものとする。 ⑴　保健師、看護師又は准看護師が養成施設を卒業した後、引き続き５年間、県の区域内の次に掲げる施設において看護業務に従事したとき（クに掲げる施設において看護業務に従事する場合にあつては、県の区域内のアからキまでに掲げる施設において、３年以上看護業務に従事した実務経験を有するときに限る。）又は県の区域内の地域保健法（昭和22年法律第101号）第21条第２項第１号に規定する特定町村（以下「特定町村」という。）において保健師の業務に従事したとき。 ア～ク　（略） ⑵　（略） ⑶　修士課程等を修了した後、引き続き５年間県の区域内の次に掲げる施設（以下これらを「対象病院等」という。）において、看護業務（ウに掲げる施設にあつては助産師の業務に限る。以下この号において同じ。）に従事したとき（オに掲げる施設において看護業務に従事する場合にあつては、県の区域内のアからエまでに掲げる施設において、３年以上看護業務に従事した実務経験を有するときに限る。）。 ア～オ　（略）	（返還債務の当然免除） **第９条**　知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、修学資金の返還債務を免除するものとする。 ⑴　保健師、看護師又は准看護師が養成施設を卒業した後、引き続き５年間、県の区域内の次に掲げる施設において看護業務に従事したとき又は県の区域内の地域保健法（昭和22年法律第101号）第21条第２項第１号に規定する特定町村（以下「特定町村」という。）において保健師の業務に従事したとき。 ア～ク　（略） ⑵　（略） ⑶　修士課程等を修了した後、引き続き５年間県の区域内の次に掲げる施設（以下これらを「対象病院等」という。）において、看護業務（ウに掲げる施設にあつては助産師の業務に限る。以下この号において同じ。）に従事したとき。 ア～オ　（略）

⑷　（略） ２・３　（略） ４　第１項第１号から第３号までに規定する実務経験の期間（養成施設等の卒業後又は修了後のものに限る。）は、これらの号に規定する業務従事期間に算入する。 ５・６　（略） （返還債務の裁量免除） **第10条**　（略） ２・３　（略） ４　第１項第１号に規定する業務従事期間の計算については、前条第６項の規定を準用する。この場合において、看護業務に従事しなくなつた月において再び看護業務に従事したときは、その月を１月として算入するものとする。	⑷　（略） ２・３　（略） ４・５　（略） （返還債務の裁量免除） **第10条**　（略） ２・３　（略） ４　第１項第１号に規定する業務従事期間の計算については、前条第５項の規定を準用する。この場合において、看護業務に従事しなくなつた月において再び看護業務に従事したときは、その月を１月として算入するものとする。

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

１　この規則は、平成30年４月１日から施行する。

２　平成28年度以前に静岡県看護職員修学資金貸与規則第２条に規定する養成施設等（同条第１号（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第20条第２号に係るものに限る。）及び第２号に掲げるものを除く。）を卒業し、又は修了した者に係る静岡県看護職員修学資金の返還債務の免除については、改正後の同規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。